

令和3年9月29日

兵庫労働局長
鈴木一光 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月16日付け兵労発基 0716 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県的区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 鉄道車両・同部分品製造業
 - (2) 船舶製造・修理業，船用機関製造業
 - (3) 航空機・同附属品製造業
 - (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
 - (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)
 - (6)(1) から (5) までに掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
 - (7) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から (5) までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 塗装におけるマスクングの業務
 - ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 0 2 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 3 年 12 月 1 日